

## 一般廃棄物処理業許可書

令和4年3月31日

釧路衛星株式会社  
代表取締役 斎藤 剛史 様

鶴居村長 大石 正行



令和4年3月31日付けで申請のあった一般廃棄物処理業について、次のとおり許可します。

- 1 取扱廃棄物の種類 し尿・浄化槽汚泥・汚水収集運搬
- 2 許可の期限 令和4年4月1日より  
令和6年3月31日まで

※ただし、し尿の収集運搬については、事業の委託化開始の日又は令和6年3月31日のいずれか早い日までとする。

### 3 条 件

- (1) 上記のほか廃棄物の処理及び清掃に関する法律並びに鶴居村廃棄物の処理及び清掃に関する条例等の関係法令を遵守すること。
- (2) 廃棄物汚泥処分の方法又は設備器具機材等については、村長の指示に従うこと。
- (3) 以上の条件に反したときは許可を取り消すものとする。